

財 産 目 録 記 載 要 領

東京地方裁判所民事第 2 1 部

～ 財産目録に記載する際には、必ずこの記載要領をお読みください～

この財産目録に虚偽の記載をし、あるいは正確な記載をせず、財産開示期日でそのまま陳述すると、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがありますので注意してください。また、財産目録を事前に提出しても、必ず財産開示期日には出頭してください。正当な理由なく出頭しなければ上記と同様の刑事罰に処せられることがあります。

- 1 財産目録は、1枚目の「財産目録（一覧）」と2枚目以下の「□1から□8までの各目録」とに分かれています。

※ 財産目録で、「債務者」とは、今回の財産開示手続を申し立てた債権者に対して裁判等によって金銭の支払いを命ぜられている者のことです。「開示義務者」とは、財産開示期日に出頭・宣誓して、債務者の財産を開示するよう命ぜられたあなたのことです（あなたが債務者本人ではなくても債務者の法定代理人、債務者会社の代表者である場合には開示義務を負います。）。

※ 財産目録には、名義等にかかわらず、債務者が実際に有する財産を記入してください。

- 2 まず、1枚目の「財産目録（一覧）」の1から8のそれぞれの財産の欄ごとに「ない」あるいは「ある」のどちらかに必ずチェックをしてください。

- (1) 債務者が従業員・公務員・役員で「給与・俸給・役員報酬」の支払を受けているときは、「ある」にチェックしてください。そうでないときは、「ない」にチェックしてください。
- (2) 債務者に預金（インターネット専門銀行を含みます。）・貯金・現金があるときは、「ある」にチェックしてください。そうでないときは、「ない」にチェックしてください。
- (3) 債務者が保険契約者、被保険者又は受取人となっている「生命保険契約」や「損害保険契約」があるときは、「ある」にチェックしてください。そうでないときは、「ない」にチェックしてください。

- (4) 債務者が他人に対して有する「**売掛金・請負代金・貸付金**」等の何らかの債権があるときは、「**ある**」にチェックしてください。そうでないときは、「**ない**」にチェックしてください。
- (5) 債務者が**所有する不動産、賃借している不動産**があるときは、「**ある**」にチェックしてください。そうでないときは、「**ない**」にチェックしてください。
- (6) 債務者に**自動車**があるときは、「**ある**」にチェックしてください。「**ゴルフ会員権**」があるときは、「**ある**」にチェックしてください。そうでないときは、「**ない**」にチェックしてください。
- (7) 債務者に株式会社の「**株式**」，国債・社債等の「**債券**」，組合等の「**出資持分権**」，「**手形・小切手**」，「**主要な動産**」（宝石，貴金属，書画等）があるときは「**ある**」にチェックしてください。そうでないときは、「**ない**」にチェックしてください。
- (8) 債務者に**その他の財産**があるときは、「**ある**」にチェックしてください。その他の財産には，上記(1)から(7)に当てはまらない財産（例えば，船舶（小型船舶），航空機，建設（工作）機械，借地権，地上権，供託金，リゾートクラブ等会員権等，特許権，著作権，各種権利の実施権，実用新案権，商標権等）の全てが含まれます。そうでないときは、「**ない**」にチェックしてください。

3 財産目録の1枚目の「財産目録（一覧）」で「ある」とチェックしたときは，必ず，対応する□1から□8までの各目録に詳細を記入してください。預金残高がない場合であっても，口座自体がある場合は，□2の目録に記入してください。なお，記入する欄が足りないときは，用紙をコピーして記入してください。

- (1) 各目録を記入する際には，それぞれの資料を確認してできる限り正確に記入してください。

例えば，□1の場合は給与明細書，□2の場合は預貯金通帳等・証書，□3の場合は保険証券，□4の場合は各契約書，□5の場合は不動産登記簿謄本，□6の場合は自動車登録証・ゴルフ会員権証等，□7の場合は証券会社の口座や株券・有価証券・手形・小切手等を見て記入してください。

- (2) □2の場合，社内積立・財形貯蓄があるときは，余白に種類・金額等を記入してください。
- (3) □4の場合，「契約の対象」欄には，売買契約の目的物や請負契約の

工事内容等を記入してください。

(4) □8のうち「3 主要な動産」については、所在場所ごとに高額と思われる順番で動産を記入してください。

(5) 財産開示期日までに購入・売却予定の財産があるときは、その旨を注記した上で、各目録に記入してください。

4 財産目録を記入し終わったら、1枚目の「財産目録（一覧）」の「**開示義務者**」の欄にあなた自身の住所、氏名を記載して押印し、「**債務者**」欄に債務者の住所、氏名・名称を、日付欄に財産目録を作成した日付を記載してください。

5 裁判所に提出していただく書面は、1枚目の「財産目録（一覧）」と□1から□8の各目録のうち財産権があるとして記入をしたものです
（記入しなかった□1から□8は提出する必要はありません。）。これらの書面は提出期限までに裁判所に提出してください。

6 なお、財産目録を作成するに当たって不明な点がありましたら、東京地方裁判所民事第21部・財産開示係（電話番号03-5721-4728）にお問い合わせください。

以 上